

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(鳥取県警察本部長への事務の委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、<u>次に掲げる</u>事務を鳥取県警察本部長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第1号に規定する命令に係る暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第4項及び第5項に規定する事務</u></p> <p>(4) <u>第1号に規定する命令に係る暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の11第3項及び第4項に規定する事務</u></p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第3条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、<u>第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項</u>の規定による命令を警察署長に委任する。</p>	<p>(鳥取県警察本部長への事務の委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第1項の規定により、<u>次の各号に掲げる</u>事務を鳥取県警察本部長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に係る第1号に規定する命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務</p> <p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第3条 公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第42条第3項の規定により、同法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条<u>及び第30条の3</u>の規定による命令を警察署長に委任する。</p>

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。